
青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の給料月額等を改定し、及び会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する等のため、関係条例を改正しようとするものである。

2 改正対象条例

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| (1) 青森市職員の給与に関する条例 | (第 1 条・第 2 条) |
| (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 | (第 3 条・第 4 条) |
| (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 | (第 5 条・第 6 条) |
| (4) 青森市特別職の職員の給与に関する条例 | (第 7 条・第 8 条) |
| (5) 青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 | (第 9 条) |
| (6) 青森市職員の育児休業等に関する条例 | (第 10 条) |
| (7) 青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 | (第 11 条) |
| (8) 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例 | (第 12 条) |

3 主な改正内容**I 給料表の改定**

- (1) 青森市職員の給与に関する条例…………… (第 1 条)

①行政職給料表

高卒程度初任給 12,000 円 (158,900 円→170,900 円)、大卒程度初任給 10,700 円 (191,700 円→202,400 円) をはじめ若年層に重点を置いて、全ての号給について引上げ改定 (平均改定率 1.11%)

②その他 (公安職、教育職、医療職) の給料表

行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例…………… (第 3 条)

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例…………… (第 5 条)

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

II 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和 5 年度

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 1 条)	期末	1. 200	1. 200 → 1. 250	2. 400 → 2. 450	+ 0. 05
	勤勉	0. 950	0. 950 → 1. 000	1. 900 → 1. 950	+ 0. 05
再任用職員 (第 1 条)	期末	0. 675	0. 675 → 0. 700	1. 350 → 1. 375	+ 0. 025
	勤勉	0. 450	0. 450 → 0. 475	0. 900 → 0. 925	+ 0. 025
任期付研究員 (第 3 条)	期末	1. 625	1. 625 → 1. 675	3. 250 → 3. 300	+ 0. 05
特定任期付職員 (第 5 条)	期末	1. 625	1. 625 → 1. 675	3. 250 → 3. 300	+ 0. 05
特別職及び 市議会議員 (第 7 条)	期末	1. 625	1. 625 → 1. 675	3. 250 → 3. 300	+ 0. 05

令和 6 年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 2 条)	期末	1. 200 → 1. 225	1. 250 → 1. 225	2. 450	—
	勤勉	0. 950 → 0. 975	1. 000 → 0. 975	1. 950	—
再任用職員 (第 2 条)	期末	0. 675 → 0. 6875	0. 700 → 0. 6875	1. 375	—
	勤勉	0. 450 → 0. 4625	0. 475 → 0. 4625	0. 925	—
任期付研究員 (第 4 条)	期末	1. 625 → 1. 650	1. 675 → 1. 650	3. 300	—
特定任期付職員 (第 6 条)	期末	1. 625 → 1. 650	1. 675 → 1. 650	3. 300	—
特別職及び 市議会議員 (第 8 条)	期末	1. 625 → 1. 650	1. 675 → 1. 650	3. 300	—

III 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

令和 6 年度から会計年度任用職員に対して、これまでの期末手当に加え、勤勉手当を支給対象とする改正（第 9 条・第 10 条・第 11 条）

(参考) 令和 6 年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
会計年度任用 職員	期末	1. 000 → 1. 225	1. 000 → 1. 225	2. 000 → 2. 450	+ 0. 45
	勤勉	支給無 → 0. 975	支給無 → 0. 975	支給無 → 1. 950	+ 1. 95

※上記手当の支給月数は、任命権者が別に定める要綱等において規定

IV その他

- ・医療職給料表（二）級別基準職務表に、「主任言語聴覚士」及び「副作業療法士長」を追加する改正（第 2 条）
- ・常勤の特別職の職員に、一般職の例により通勤手当を支給することとする改正（第 7 条）
- ・特定新型インフルエンザ等の救護作業等に従事した職員に特殊勤務手当（感染症等作業手当）を支給することとする改正及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫作業に従事した場合の感染症等作業手当の支給額を引き上げる改正（第 12 条）

4 施行期日

第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 12 条 [令和 5 年度に係る改正]

公布の日（上記 I 及び II に係る改正は、適用日を令和 5 年 4 月 1 日とする。）

第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条から第 11 条まで [令和 6 年度以降に係る改正]

令和 6 年 4 月 1 日

5 影響額

給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引上げに係る影響額 約 296,400 千円の増

【参考】会計年度任用職員に対する期末手当の引上げ及び勤勉手当の追加支給に係る

令和 6 年度に見込まれる影響額 約 415,700 千円の増